

令和5年度 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画 に係る策定支援業務委託仕様書

1 目的

本業務は、川崎市職員共済組合（以下「発注者」という。）が平成30年3月に策定した第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画（以下「現計画」という。）の計画期間が令和5年度末をもって終了することに伴い、現計画の振り返りを行うとともに、第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画（以下「次期計画」という。）の策定支援を委託するものである。

2 委託業務概要

加入者の健康保持増進及び医療費の適正化を図るため、特定健康診査及び特定保健指導の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して加入者の健康状態や疾患構成、医療費の現状等を分析の上把握し、課題を明確化するとともに、その課題に対してPDCAサイクルに沿った、効果的かつ効率的な保健事業を実施するためのデータヘルス計画を策定する。

3 委託契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 基礎となる現状分析

提供したデータ等を活用し、保険者の特性把握及び分析を行うこと。

(2) 事業分析

データヘルス計画及び実施計画に記載されている事業についての分析を行い、事業の実績・評価を含め、事業の課題を整理すること。

(3) (1)(2)を基に、課題を整理するとともに、目標を設定し、目標を達成するための保健事業がPDCAサイクルで展開できるものとして次期計画の策定を支援すること。

(4) 保健事業のPDCAの進捗状況が確認できるツールを提供すること

受注者は、発注者自身でもPDCAサイクルの進捗状況を把握することが可能なツールを用意すること。

(5) ツールの内容

① 適用データ及びレセプトデータを用いて、個人を特定できる個人情報情報を削除したデータから、医療費の結果を厚生労働省の示している疾病119分類に基づいて仕分けを行い、図表を作成すること。

- ② 上記①の図表は、組合員・被扶養者別、年齢別、男性・女性別及び年度別に分析結果を作成し、当該図表を用いて対策を講ずるべき優先順位の高い疾病が把握できる工夫がなされていること。
- ③ 適用データ及び健診等データを用いて、個人を特定できる個人情報を削除したデータから、BMI・血糖・脂質・血圧・問診票の服薬の有無の数値等に基づいて肥満の該当者及び生活習慣病のリスク保有者の仕分けを行い、図表を作成すること。
- ④ 上記③の図表は、組合員・被扶養者別、年齢別、男性・女性別及び年度別に分析結果を作成し、当該図表を用いて健康が悪化している原因が把握できる工夫が画面構成等でなされていること。
- ⑤ ②及び④の分析結果について、予防医学の観点から、原因特定等を行うために必要なアドバイスを行う方策を講じていること。
- ⑥ 上記①及び③の図表は、個人情報を完全に消去し、図表を用いて個人情報が特定できない形に加工した上で作成されていること。

(6) 成果物の納品

- ① 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画
電子媒体(CD-R)：各1部(マイクロソフトパワーポイント、エクセル又はワード形式)
- ② 計画策定の過程で得られた統計資料、グラフ、図表等
電子媒体(CD-R)：1部(マイクロソフトパワーポイント又はエクセル形式)

5 業務管理

受注者はこの業務の受託に当たり、委託契約書、本仕様書に基づいて発注者の指示を受け、適正に実施しなければならない。また、この業務を円滑に行うために、発注者及び受注者は、密接な連絡のもとに十分な打合せを行う。

さらに、業務完了時には、受注者から発注者へ業務完了届を提出すること。

6 再委託の禁止

業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

7 成果品の利用及び著作権

- (1) 受注者は、発注者に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡するものとする。ただし、本業務内容により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 発注者は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受注者は、本業務の成果品

(3) 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者との都度協議して定めるものとする。